

■確認申請

ご質問	回 答
1.どの支店に申請すれば良いですか。	<p>各支店において、全国どこの計画地であっても、確認申請の引受ができます。</p> <p>それぞれの支店はその地域の状況に特に精通しております。電子申請であれば遠方からでも計画地の最寄り支店へ直接申請することができ、円滑な審査が可能となりますので、ぜひご活用ください。</p>
2.意匠も構造も山口支店で審査されますか。	<p>意匠審査は山口支店で行いますが、構造審査担当者は広島支店に常駐しており、連携をとりながら審査をしています。</p> <p>電子申請していただくと、構造審査担当者との調整がスムーズになりますので、ご申請の際はぜひ電子申請をご活用ください。</p>
3.事前相談はどのようにすれば良いですか。	<p>事前相談はご相談内容をメールにてお送りください。その際は、事前相談シートをぜひご活用ください。</p> <p>内容を確認後、担当者より連絡をいたします。</p> <p>メールアドレス：yamaguchi@j-eri.jp</p> <p>ご来店でのご相談の場合は、事前に日時のご予約をお願いいたします。なお、構造審査担当者と直接協議をされる場合は広島支店までお問合せください。</p> <p>事前相談シートはこちら</p>
4.計画中の物件について、審査期間の相談はどのようにすれば良いですか。	<p>メールまたは電話にてお問い合わせをお願いいたします。</p> <p>「工事種別」「階数」「用途」「構造」「建築地」「構造計算方法」「確認済証交付希望日」等を事前にお知らせいただくと回答がスムーズになります。</p> <p>上記事前相談シートをご活用ください。</p>
5.申請書作成ツールとは何ですか。	<p>建築確認申請時から完了検査申請時までに必要な申請書類を作成するためのツールです。一度作成したデータを保存しておくことで、他の申請時に保存済みデータを活用して申請書類の作成を容易に行う事ができます。申プロデータを取り込むことも可能です。</p> <p>申請書作成ツールをご使用いただき作成データをご提供いただける場合、確認申請手数料が2,000円減額となります。確認申請ご提出の際に、作成データも一緒にご提供ください。</p> <p>申請書作成ツールはこちら</p>
6.訂正はメールでもよいですか。	<p>メールで訂正図書をお送りいただいた場合、弊社で図書の差し替えを行うことはできません。</p> <p>※訂正図書の内容確認は可能です。訂正前のご相談としては、メールもご活用ください。</p> <p>【1】電子申請の場合 電子申請システムPlusにて、下記の手順で訂正図書のアップロードをお願いいたします。 該当の物件を「申請一覧」より選択し、「ファイル追加」をクリックし、種別「訂正」に✓を入れて、アップロードしたいファイルを選択してください。 詳細はマニュアルをご参照ください。</p> <p>【2】紙面申請の場合 訂正図書は、ご来店の上差し替えを行ってください。訂正図書が少量の場合は郵送も承りますので、審査担当者にご相談ください。</p>
7.手数料を教えてください。	<p>ホームページ上に「手数料算定ツール」を用意しております。必要事項をご入力いただくと、手数料が計算できます。ご不明点については支店へお問い合わせください。</p> <p>手数料算定ツールはこちら</p> <p>確認申請手数料規程はこちら</p>
8.手数料の支払い方法を教えてください。	<p>引受の際に請求書を発行いたします。銀行振込またはコンビニエンスストアでのお支払いとなります。ご申請の際には請求先・請求書送付先等をお知らせください。現金でのお支払いには対応しておりませんので予めご了承ください。</p> <p>なお、電子申請の場合は銀行振り込みの請求書を発行し、PDFデータでのお渡しが原則となります。</p>

■確認済証交付後の変更諸手続き

ご質問	回 答
<p>9.確認済証交付後の変更手続きはどうすれば良いですか。</p>	<p>確認申請を電子申請されている場合は、必要書類を電子申請Plusにアップロードしてお手続きください。</p> <p>(1) 計画の変更 →計画変更申請 または軽微な変更説明書の提出 判断に迷う場合はご相談ください。</p> <p>(2) 建築主の変更 → 建築主等変更届の提出</p> <p>(3) 工事監理者の変更（または選任） → 工事監理者届の提出</p> <p>(4) 工事施工者の変更（または選任） → 工事施工者届の提出</p> <p>確認申請が紙面申請の場合、上記書類を郵送していただくことをお勧めします。（電子申請でも手続き可能です）</p> <p>各種届出の書式はこちら</p>
<p>10.基準法上の軽微な変更があった場合の手続きを教えてください。</p>	<p>軽微な変更説明書をご提出ください。事前のご提出または検査申請書に添えてご提出ください。内容の審査には時間を要しますので、余裕を持ったご提出をお願いいたします。</p> <p>軽微な変更説明書の書式はこちら</p>
<p>11.省エネ基準の変更があった場合はどのようにすれば良いですか。</p>	<p>【1】省エネ適判を受けている場合</p> <p>変更内容により手続きが異なります。変更内容がどれに相当するか判断に迷われる際は、お早めにご相談ください。</p> <p>(1) ルートAまたはルートBに相当する変更 → 「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」をご提出ください。事前・または検査申請時にご提出ください。</p> <p>(2) ルートCに相当する変更 → 「軽微変更該当証明申請」の申請が必要です。内容の審査及び事務手続き・決裁に時間を要しますので、検査申請前までに「軽微変更該当証明書」が交付されるようスケジュール調整をお願いいたします。 さらに、「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」の第一面を検査申請時にご提出ください。 「軽微変更該当証明申請書」はこちら</p> <p>【2】仕様基準の場合</p> <p>仕様基準に適合する範囲内での変更はすべて「軽微な変更」として取り扱われます。建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（【住宅用】仕様基準）をご提出ください。</p> <p>【3】住宅性能評価活用等の場合</p> <p>→性能評価をご申請されている弊社各支店へご相談ください。</p> <p>なお、各ルート（A・B・C）の判断基準については下記資料を参考にご判断ください。</p> <p>・軽微な変更該当する項目 リンク https://www.mlit.go.jp/common/001758882.pdf ※国交省HP</p> <p>・モデル建物法 軽微な変更の対象範囲について（各ルート判定一覧表） リンク https://www.mlit.go.jp/common/001758877.pdf ※国交省HP</p>

ご質問	回 答
12.省エネ適判を受けていて省エネ基準に変更がある場合、変更手続きに手数料はかかりますか。	<p>(1) ルートAの場合 完了検査または仮使用申請時に、ルートA提出回数分の手数を加算させていただきます。（誤記の修正を除く）</p> <p>(2) ルートBの場合 完了検査または仮使用申請時に、ルートB提出回数分の手数を加算させていただきます。</p> <p>(3) ルートCの場合 軽微変更該当証明申請の引受のタイミングで請求書を発行いたします。</p>

■検査申請

ご質問	回 答
13.検査の予約はいつまでにすれば良いですか。	ご希望日の14日前までにご予約をお願いいたします。なお、検査が込み合っている場合はご希望日に添えない場合がございますので、お早めにご予約をお願いいたします。
14.検査の予約方法を教えてください。	<p>弊社HPの「検査予約」ボタンより、検査予約システムをご利用ください。ログインのメールアドレスとパスワードは、電子申請システムplusと同一です。検査の混雑状況をカレンダーよりご確認くださいことができますので、ご予約時にご確認をお願いいたします。</p> <p>検査予約はこちら</p>
15.検査申請書はいつまでに提出すれば良いですか。	検査予約の受付時に、提出期限をお知らせいたします。なお、 未提出の軽微な変更説明書等がある場合、内容の審査が必要となります ので、お早めにご相談ください。
16.検査時間の指定はできますか。	大変申し訳ございませんが、検査時間のご指定は承っておりません。ご予約時に検査不可の時間が決まっている場合や、午前午後のご希望がある場合はご相談ください。可能な範囲でご希望に添えるよう調整をいたします。
17.検査時間はいつ確定しますか。	検査予定日の3営業日前を目途に、検査時間を確定いたします。立ち合い者様へ電話連絡をいたします。
18.「省エネ適判の検査」はありますか。	「省エネ適判」に検査申請はありません。完了検査時（または仮使用検査時）に検査員が省エネ基準の適合についても検査を実施いたします。
19.検査特例が適用される建築物は、どのような写真が必要ですか。	<p>以下の時点で撮影した、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の小屋組み工事の工事終了時 ・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時 ・基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時
20.検査特例が適用される際の写真は、いつ提出すれば良いですか	完了検査申請書に添付してご提出ください。 付属建築物（自動車庫・駐輪場等も含む）についてもご提出が必要です。
21.中間検査の対象かどうかを知りたいです。	<p>弊社HPで、特定工程の指定状況を公開しています。下記リンクよりご確認ください。</p> <p>特定工程はこちら</p>
22.手数料の支払い方法を教えてください。	<p>引受の際に請求書を発行いたします。銀行振込またはコンビニエンスストアでのお支払いとなります。ご申請の際には請求先・請求書送付先等をお知らせください。現金でのお支払いには対応しておりませんので予めご了承ください。</p> <p>なお、電子申請の場合は銀行振り込みの請求書を発行し、PDFデータでのお渡しが原則となります。</p>

■電子申請

ご質問	回 答
23.初めて電子申請をしようと思います。どうすれば良いですか	電子申請システムplusへユーザー登録が必要です。（検査予約システムにご登録済みの場合、ユーザー登録済みとなります） 弊社HPの電子申請ボタンより、 「はじめての方はこちら」 にお進み頂くと、利用方法をまとめた動画を公開しています。ぜひご参照ください。 電子申請システムplusはこちら
24.ログインパスワードを忘れてしまった場合どうすれば良いですか。	ログイン画面より、 「パスワードを忘れた方はこちら」 へお進みください。 メールアドレスと電話番号を入力していただき、再設定をお願いいたします。
25.電子申請の場合、確認済証や検査済証等は紙面で発行されますか。	電子申請の場合は、確認済証や検査済証等は電子交付（データでのお渡し）となります。 紙面での追加発行をご希望の場合は、ご申請の際にお申し付けください。 ※有償（2,000円/件）での対応となります。
26.電子申請の場合、請求書は紙面で発行されますか。	電子申請の場合、 請求書は原則データでのお渡し となります。電子申請システムplusへ請求書をアップロードしますので、この場合は紙面で別途郵送することはありません。 郵送先のご指定がある場合は、ご指定のご住所へ紙面で郵送いたします。なお、コンビニ払いの請求書をご希望の場合は専用紙を使用いたしますので、紙面での郵送のみとなります。この場合、電子申請システムplusへ請求書をアップロードすることはありません。
27.電子申請システムplusでの申請を、他のユーザーとも共有したい（他のユーザーも閲覧できるようにしたい）のですが、可能ですか。	閲覧許可機能を使うと、申請物件の閲覧、進捗確認やアップロード等を複数名で管理できます。 申請者様から他のユーザーへ参加招待をして頂く必要がありますので、操作方法は下記をご参照ください。 閲覧許可機能 操作方法はこちら
28.電子申請システムを利用する際、ファイルの形式に指定はありますか。	申請図書はファイル形式はPDFファイルとしてください。
29.確認申請時、申請図書はどのようにまとめてアップロードしたらよいですか。	特に決まりはありませんが、下記例のように図書の種別毎にまとめたPDFファイルとすることをお勧めします。 全てを1つのPDFにしたり、図面1枚ずつのPDFとすることは避けるようお願いいたします。 なお、ファイル数が多くなる場合は、それらを圧縮ファイル（ZIP）にまとめた上でアップロードいただくようお願いいたします。 【例】 確認申請書等.PDF 意匠図一式.PDF 設備図一式.PDF 構造図一式.PDF 構造計算書一式.PDF 建築計画概要書.PDF 建築工事届.PDF 現地調査票等.PDF （その他必要に応じて添付資料）
30.BIM図面審査とはどのようなものですか。	BIMデータから書き出した図書の活用により、審査の効率化と関係者間の円滑なコミュニケーションを目指す新しい申請・審査方法です。 詳しくは 弊社HP をご覧ください。